

案内業者取締規則とガイドの活動について

On “Regulations for the control of Guides” and behavior of guides before 1947

上田 卓爾*

UEDA Takuji

明治40年に制定された案内業者取締規則は昭和22年に廃止されるまでガイドの活動について遵守すべき事柄を定めたものであるが、従来これに関する研究は極めて少ないものであった。本研究は一次資料を精査することにより、先行研究とは異なる視点で案内業者取締規則とガイドの活動を明らかにすることを試みた。研究を進める中で開誘社および東洋通弁協会について得られた新たな知見も紹介することとしたい。

キーワード：遠行ボーイ、アキラハッテ・コマラシヤガル・デパート、案内業者取締規則、開誘社、東洋通弁協会

1.はじめに

日本におけるガイド史の先行研究としては金坂清則「イトー、すなわち伊藤鶴吉に関する資料と知見—イザベラ・バード論の一部として—」および有泉晶子「通訳案内業」があるが、金坂論文は伊藤鶴吉個人に焦点を当てたもので、範囲が限られたものとなっている。又、有泉論文はガイドとしての経験を踏まえて書かれているが、やや客観性に欠ける点が散見される。本研究は両論文とは異なる視点、すなわちガイドが一般社会もしくは取り締まる側からどのように評価されていたかを具体的な資料に基づいて明らかにしようとするものである。

2.ガイドの前身および呼称について

有泉はガイドの前身の呼称を「ハンディボーイ」あるいは「遠行ボーイ」としているのであるが、引用された「富士屋ホテル八十年史」の編者、山口堅吉は「所謂ハンディボーイ」と表記しているのであって、これがガイドの前身の呼称とは認めがたい。昭和8(1933)年発行の齋藤の英和中辞典にはハンディボーイの記載はないが handyman として何でもできる調法者(海員の言葉)とある。いわゆる便利屋・なんでも屋を指す、開港後の造語の可能性もある。喜賓会発行の“A guide Book For Tourists in Japan” (1910)では、無免許でガイドを行う者を“travelling boys”と称している。これならば

「遠行ボーイ」と訳すこともできよう。「遠行ボーイ」については明治時代のガイド経験者3名がジャパン・ツーリスト・ビューローとの座談会『外人案内の今昔(二)』の中で次のように説明している。「その頃ホテルの外に居って横濱をうろついて外人を乗せた車屋を遠行(トキ)ボーイと云って、これがガイドに発達した譯です。」¹⁾

その他の呼称としては明治20(1887)年発行の富田源太郎著「英和商売用会話」には通弁 interpreter が登場している。さらに、大正10(1921)年初版発行、昭和3(1928)年改修の「言泉」には「がいど(英 Guide)」として、『外人に付き添ひて、通弁の役をつとむる者。案内業者。案内人。』と記述されている。確かにバードが募集したのも“servant interpreter”であった。²⁾

ガイドという呼称については日本国語大辞典が明治22(1889)年7月20日付の朝野新聞雑報欄○ガイドの改良『外国人の内地旅行者の案内を職とするガイドの中には』を収録しているが、同旨の記事が同日の「日本」にも●案内者の連合として、翌21日の東京日日新聞にも○ガイド者の連合として掲載されており、この頃にはすでに定着していたことがわかる。

3.明治期のガイドの語学力、知識

『外人案内の今昔(一)』によれば、³⁾

「それこそ見物中に西洋館が見えれば、スクールカゼン

*星稜女子短期大学

クで通ったものです。(笑聲)

「それから病院といふのはシックマン・オーライ・ハウス(笑聲)農林省が一番むづかしいのです。今でもさうですが、その当時も木挽町にありました。アグリカルチュラル・アンド・コンマーシャル・デパートメントといふのをアキレカヘッテ、コマラシャガル・デパートなんかと覚えてみたものでした。(笑聲) (中略)「その時分に相当正則英語学校だとか外国語学校だとかを卒業した人がガイドをやって居って、むづかしいものなら読み書きも出来ませうが、どうも話が下手なのです。その時分御承知の通りアメリカ人がやって来て、アメリカ人一流の訛りでガイドにアイ・ウオント・ツー・ゴー・ツー・ハリキリと云った。所が丁度堀切の菖蒲のシーズンだったので。腹切と感違ひしてイエスとか何とか云って、車に乗って高輪の泉岳寺に連れて行ったのです。(笑聲)さあ、怒った。」程度の語学力であったようである。

知識については、ジャポンツリスト・ビューロー幹事 生野團六が事例を掲げている。⁴⁾

*嘗て外人某君が相当信用あると称せらるゝガイドを同伴して浅草に行ったところが某君浅草寺の古雅なる様式にスッカリ敬服し、ガイドに向って此寺には一体何の神が祀つてあるかと聞くとガイドは只一言「ゴット、オブ、カンノン」と答いた切りで、其カンノン神の本体に就て何の説明も与へて呉れなかった。続いてアノ寺が何年前に建ったのか、境内にある五重塔は何の必要があつて建てたのか、その又塔の建築様式は何式であるかと質問したらガイド先生一向是に答ふる事が出来ない。そこで某君は大に其不親切を憤り即座に其ガイドを断つたといふ話がある。

*又著名なる米国の一紳士が数年前京都の一寺院を参観し襖の文字に多大の興味を感じ其意義をガイドに尋ねた所がアレは支那文字であるから読めぬと一文字の説明すら与へなかったといふ嘘のやうな事実もある。

4.ガイドの賃金、月収、手数料と取締規則の制定

”A Handbook for travelers in Japan“ の introduction および広告欄から読み取れるガイドの賃金は次のとおり。⁵⁾ 第3版(1891):1日1~2名あたり1米ドル(1.3円)、追加1名25セントおよび宿泊費として1米ドル(1.3円)、旅費は雇用者負担。

第4版(1894):1日1~2名あたり2米ドル(4円)、追加1名25セント。宿泊費を除く旅費は雇用者負担。

第5版(1899):1日1~2名あたり2.5円、追加1名50

銭。旅費は雇用者負担。

第6・7版(1901・1903):1日1~2名あたり2.5円、追加1名50銭。旅費・ホテル代は雇用者負担。

第8版(1907):1日1~2名あたり4円、追加1名50銭。旅費・ホテル代は雇用者負担。

第9版(1913):1日1~2名あたり4円、追加1名50銭。旅費・ホテル代は雇用者負担。

月収を推定する上で参考になるのは、京都日出新聞明治35年の連載記事で、10月29日付「外人と京都」(十七)によれば、『唯正直に働いてみれば余り案内者は収益のないもの、一ヶ年中百五十日間来傭聘せらるゝれば上の部、手数料を合算して一ヶ月五十円以上あれば結構だと云ふ事を書いて置く。』これは第6・7版出版の中間年にあたるので、月に15日働いて38円程度、残り12円は手数料による事になる。

この手数料については、「日本ホテル略史」によれば、「明治初年よりガイドは渡来外国人の内地旅行上重要な役目を果たしたり。渡来外人は是非共之等ガイドに依つて指導せらるゝ外無く、他方旅舎としても言葉も通せずガイドに食物の世話、ベッド其他萬端を任せ、彼等はホテルの支配人以上のサービスを外人旅行者に與へたり。従つて客から受ける支拂等に至るまで世話になる必要があり、ホテルでは宿泊料の一割位を謝禮の意味で提供して居つた。」(金谷眞一 談)⁶⁾

京都日出新聞によれば、『売込商店の手数料は殆ど公然の秘密になってゐるが、売価の一割を呉れるので、千円も買物をする客があれば百円だけポーイと懐中に飛び込むのだ。』

3.の知識の例で紹介した生野團六は同じ記事で手数料に関して次のような事例を掲げている。

*又余の一友人が其知己の外人と共に横浜の某商店に於て或る買物をした。ところが其価格の余りに市価と差があるので之を質したところが、「それでは貴方に上げる口銭が無くなりますよ」と店の主人から反て注意を受けたといつて驚いて余に話した。

いわば手数料は貰つて当然とする姿勢が反感を買つたのだらう。「日本ホテル略史」では、「明治35(1902)年外人案内業者の横暴に対し、歩合全廃を以て対抗すべく帝国ホテル、富士屋ホテル、金谷ホテル、都ホテル及大阪ホテルの五大ホテル同盟会組織さる。」⁷⁾とホテル側の動きが記されているが、内務省も明治36年3月から第5回内国勸業博覧会が開催され、『外国人の我文物物視察券々来朝するもの多きを加ふるが故此際各地方庁をして之が

取締規則を一定せしめんとて⁹⁾、明治36(1903)年2月4日付で「案内業者取締規則制定標準」(以下「標準」)として各府県に通牒したのである。有泉は明治40(1907)年7月27日制定、同9月1日施行の「内務省令第21号 案内業者取締規則」(以下「規則」)がガイドになるには試験を受け、免許を取得することが定められた初めての中央法令とするが、「標準」でもその第3条で「案内業者ハ当廳ニ於テ外國語ノ試験ヲ為シタル上之ヲ免許ス但シ中學校又ハ同等以上學校卒業ノ者ハ試験ヲ為サスシテ免許スルコトアルヘシ」としているのである。

5. 取締規則の内容とその遵守、社会の評価

「標準」も「規則」も案内業者に対して、免許証の携帯を義務づけ、「規則」では雛型を示して徽章を左胸に着けるよう指示している他「左記各号ノ行為ヲ為スヘカラス」と禁止行為を定めている。ほぼ表現が同じなので簡略化された「規則」によれば、

一 名義ノ如何ヲ問ハス認可額以外ノ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ請求スルコト

二 物品ノ購買其ノ他諸般ノ周旋ニ關シ直接又ハ間接ニ當事者ニ對シ利益ヲ請求スルコト

三 強テ案内セムコトヲ勸誘シ若ハ勸誘セシメ又ハ故ナク案内ノ依頼ヲ拒絶シ若ハ拒絶セシメ又ハ依頼ノ趣旨ニ反シタル案内ヲ為スコト

となつている。「規則」にはないが「標準」にはもう一号

四 汚瀆セシ服装ヲ為スコト

という規定があった。

これらを含む「規則」が遵守されたかについては「日本ホテル略史」にいくつもの事例があげられているが、明治43(1910)年10月8日 内務省通牒第3444号を以て案内業者取締に関する件左の通地方長官宛通牒す。として帝国ホテル支配人 林愛作の次のような提言を示している。「(前略) 現在ガイド業者ノ社会的位置ヲ向上セシムルハ容易ノ事ニ無之候 (中略) 記章ハ誠ニ小型ニシテ警察官憲ノ御当局者ヲ除クノ外世人ハ之レヲ判別スルモノ絶無ニ有之 (中略) 御省令ヲ以テガイドノハ一定ノ制服ヲ着用セシムルニ御規定シ得ハガイド業者ハ一見之ヲ判別スルコトヲ得 (後略)」⁹⁾というものである。

翌明治44(1911)年5月27日「富士屋ホテル、ガイドの無作法矯正手段の一として館内廊下並に帳場に左の掲示を為す。」として、

「案内業者諸君は廊下に於て高声談話をなさぬ様可成静に尚館内は帽子を冠り廊下を往来し外客に失礼にならぬ

様御注意願ひます草鞋を穿ち廊下の往来を謝絶す」¹⁰⁾が記載されている。

大正5(1916)年9月5日の経済調査会貿易連合部会、漫遊客誘致に就いての決議中、「5 ガイド(案内業者)は内務省令の取締と営業上の自省心と相俟つて弊風矩正し一方取締を厳にし彼等の自由向上の精神を涵養せしむるに務むべきこと。」¹¹⁾

昭和5年11月26日日本ホテル協会理事長日浅寛より新井堯爾宛ホテル事業改善に関する請願のうち、「一 ガイド取締及素質向上ニ関スル件」として、「ガイドハホテル事業ニ密接ナル関係ヲ有スルノミナラズツーリスト事業発達ニ関シテモ重要ナル地位ヲ有スルモノニ有之候 (中略) 不徳行為等ノ禁圧充分ナラザル憾有之候ニ付適當ノ御措置相成度候又ガイドノ素質ニ付テハ之ガ向上ニ関シ何分ノ御施設相成候様御配慮被下度候」¹²⁾

これらの事例をみる限りでは、遵守された様子がまったくうかがえないのである。

社会のガイドに関しての評価は「国際観光」3巻1号の「観光事業一夕話」に見ることができる。¹³⁾国際観光局長 田誠は「ガイドの仕事は段々衰微して来るやうですね。それはツーリスト・ビューローの斡旋が行届いて参りましたし、一方ガイド・ブックも整備されて来ましたから普通一般の場所へ行くにはガイドを必要としなくなったからでせう。ガイドの利用は少く、みいりも少くなりましたが、案内のできる人は段々増して居ります。」ツーリスト・ビューローの森本は「突込んだ質問をする外人が多くなったため従来のガイドでは不十分となり、結局完備した書物があれば、と言った傾向になって参りました。」観光局事務官の齋藤は「将来は一つの土地、一つの地方にその地の事物に詳しい専属のガイドが必要となりませう。」と各人各様に悲観的な意見を述べている。

6. 開誘社と東洋通弁協会双方に関する新たな知見

上記 2.ガイドの前身および呼称についてで紹介した明治22(1889)年7月20日付の朝野新聞雑報欄○ガイドの改良は極めて示唆に富む内容である。全文を掲げる。

『横濱神戸間にて外國人の内地旅行者の案内を職とするガイドの中には外國の貴顕紳士に對し不正の所為を為すものある由にて其筋でも兼て取締方に苦慮し居たるが今度同業者中の正實なる者同盟し開誘舎を創立し假本部を横濱グランドホテル内に支部を神戸ヒヨウゴホテル内に置き其の筋の監督を受け營業する目的にて目下規約書を起草中なりと』

これによれば従来、ガイドに関する信頼すべき資料として金坂も有泉も使用した「日本ホテル略史」の明治12年に開誘社が設立された記事は誤りであることになる。ではなぜ「日本ホテル略史」は開誘社の設立を明治12年としたのであろうか。”A Handbook for travelers in Japan “の広告で検証することとする。第3版(明治24年)には開誘社の駐在するホテルとして横浜ではグランドホテル・クラブホテル、神戸では HIOGO (おそらくヒヨウゴ) ホテル・オリエンタルホテル・ホテルデコロニーの名があるので仮本部と支部に充てられたホテルと合致する。設立年についての記載はない。ところが第4版(明治27年)では Our Association has been known and tested during a period of TWENTY YEARS. 第5版(明治32年)も past TWENTY YEARS, 第6版(明治34年)は past TWENTY-TWO YEARS, 第7版(明治36年)は開誘社が ESTABLISHED A QUARTER OF A CENTURY. 神戸開誘社が more than twenty years と記されているのである。明治27年に TWENTY YEARS であれば明治36年には THIRTY YEARS になっただけでもおかしくないはずである。「日本ホテル略史」は第5・第6版の誇大広告を鵜呑みにして明治12年としたのではなからうか。

東洋通弁協会についても「日本ホテル略史」は明治30(1897)年設立としており、金坂も有泉もこれを援用しているが、やはり誤記の可能性が非常に高いと思われる。根拠を示せば、明治36(1903)年東洋通弁協会発行の “Handbook for Tourists in Japan” では、”We have recently organized ourselves into a **New Society** under the title of **The Oriental Guides Society**(T oyo Tsuben Kyokai)との記述があり、至近に名称変更があったことを示している。また、上記4.で引用した明治35(1902)年10月29日付の京都日出新聞の「外人と京都」(十七)は『開誘社と東洋通弁協會』のサブタイトルがあり、この時点で東洋通弁協会が存在していたことが確認できる。また、同じ記事中に『開誘社は創立年久しいが通弁協會は此社から分離したのである。開誘社の方に云はすれば通弁協會は脱走組ですから、碌なものゝはみせんと貶し、また通弁協會のものに聞けば、開誘社の奴等は老朽ばかりで、僕等新智識を多少持つてゐるものが不平を鳴らして名誉の分離をしたのですと云ひ』とあって開誘社と東洋通弁協会が非常に仲が悪いことが知られる。さらに、“A Handbook for Travellers in Japan” に東洋通弁協会の広告が現れるのは第7版(1903)で、明治30(1897)年設立

なら第5版(1899)や第6版(1901)に広告が出てもおかしうはない。また、第6版と比較してみると東洋通弁協会の住所は第6版で開誘社が KOBE office として掲げている No.163 Kita-nagasa-dori Nichome と酷似した 163, Kita-nagasa Nichome となっており、第6版から第7版までの間に、すなわち明治34(1901)年以降明治36(1903)年までの間に開誘社の KOBE office が独立分離し(事務所もそのまま)東洋通弁協会となったことが明らかになる。ところで、明治32(1899)年日本郵船が製作したガイドブックには英語を話せるガイドは喜賓会あるいは Guides Association(Kaiyu-sha)もしくは神戸の The Couriers' Association から雇えることが記されており、東洋通弁協会以前にも神戸にはガイドの協会があったものと推定される。

7.まとめと今後の課題

先行研究も参考にはしたが、資料についてはすべて一次資料(原資料)にあたった。その結果として新たな知見が得られたものとする。今回収集した資料の中にはガイドの冤罪や、処罰などの事例もあり、今後もガイドに関する基礎的な研究を進めていきたいと考える。また、「案内業者取締規則制定標準」は国立公文書館のデジタルライブラリーの公開資料が不鮮明なため、原本を参照したところ、蒔蒨版のためにインクの褪色が進み、かなりの部分が判読不能であったことを付記しておく。

【参考文献】

- 1) ジャパン・ツーリスト・ビューロー(1934) : ツーリスト第22年第2号 p.15
- 2) ILLBIRD(1885): UNBEATEN TRACKS IN JAPAN p.20
- 3) ジャパン・ツーリスト・ビューロー(1934) : ツーリスト第22年第1号 p.24・25
- 4) ジャパン・ツーリスト・ビューロー(1919) : ツーリスト第7年第3号 p.2
- 5) Chamberlain & Mason(1891~1913) : A Handbook for travelers in Japan 3rd ~9th ed.
- 6) 運輸省鉄道総局業務局観光課(1946) : 日本ホテル略史 p.5
- 7) 同上 p.55
- 8) 讀賣新聞社(1903) : 讀賣新聞2月1日 2面
- 9) 運輸省鉄道総局業務局観光課(1946) : 日本ホテル略史 p.99
- 10) 同上 p.104
- 11) 同上 p.120
- 12) 同上 p.179
- 13) 國際觀光協會(1935) : 國際觀光 3巻1号 p.18,19
- 14) Wilson le Couteur(1899) : TO NIPPON, THE LAND OF THE RISING SUN